

運転適性相談窓口について

■ 運転適性相談窓口の開設

公安委員会では、山形県総合交通安全センター及び各警察署に運転適性相談窓口を開設し、運転免許の取得や更新について、又は、病気にかかっていること等により自動車等の運転に不安がある方等から、随時相談を受け付けております。

下記の病気により、自動車等の運転に支障がある方は、症状等によっては、運転免許が取得できなかつたり、取り消されたりする場合があります。

- ・ 統合失調症
- ・ てんかん
- ・ 再発性の失神
- ・ 無自覚性の低血糖症
- ・ 認知症
- ・ そううつ病
- ・ 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害
- ・ 脳卒中（発作が再発するおそれのあるもの）
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ・ 目が見えないこと等

■ 運転適性相談窓口へのご相談をお待ちしております

山形県総合交通安全センター窓口には、保健師・看護師・介護支援専門員の資格を有する医療系専門職員を運転適性相談員として配置して随時相談を受け付けておりますので、まずは電話でもお気軽にご相談下さい。

■ 病状等をお伺いします

適正に判断するため、まずは病状等についてお聞きしますので、正確にお答え下さい。また、運転免許の取得や更新をおこなう際の「質問票」（申請書裏面）は、正確な記載をお願いします。

■ お問い合わせ先

- 受付時間 8：30～17：15 月曜日～金曜日の平日
（土曜、日曜、祝日及び年末年始の休日は除く。）
- 受付場所
 - ・ 山形県総合交通安全センター 運転適性相談窓口
（〒994-0068 天童市大字高掬 1300 Tel (023) 655-2150）
 - ・ 各警察署交通課窓口
- その他
プライバシーの保護には十分配慮いたします。



一定の病気等にかかっている方への お願いについて

【一定の病気等とは】

- ・ 統合失調症
- ・ てんかん
- ・ 再発性の失神
- ・ 無自覚性の低血糖症
- ・ 認知症
- ・ そううつ病
- ・ 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害
- ・ 脳卒中（発作が再発するおそれのあるもの）
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ・ 目が見えないこと

その他、運転に支障があるもの。



◎ 申請書の「質問票」への正確な記載

運転免許の取得又は更新をするときは、ご自身の病状を正確に申告して下さい。

POINT!!



◎ 受験前の運転適性相談

体調に応じて、運転免許の受験前にご相談して下さい。

POINT!!

◎ 体調不良時の運転

処方されている薬を飲み忘れたときや、睡眠不足で体調が悪いときなど、運転に支障があると感じたときは、運転を控えて下さい。

POINT!!

◎ 体調不良時等の相談

運転に支障のある状況が、長期間又は頻繁にある場合は、ご相談して下さい。

POINT!!

○ 相談窓口

- ・ 山形県総合交通安全センター
電話番号 023-655-2150
- ・ 各警察署交通課窓口

POINT!!

